

令和2年度

下水道事業会計予算書

生駒市

目 次

令和2年度	生駒市下水道事業会計予算	1
令和2年度	生駒市下水道事業会計予算に関する説明書	
令和2年度	生駒市下水道事業会計予算実施計画	5
令和2年度	生駒市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	9
令和2年度	給与費明細書	10
令和2年度	生駒市下水道事業予定損益計算書	15
令和2年度	生駒市下水道事業予定開始貸借対照表	16
令和2年度	生駒市下水道事業予定貸借対照表	18
令和2年度	債務負担行為に関する調書	20
注記		21

令和2年度

生駒市下水道事業会計予算

議案第8号

令和2年度 生駒市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度生駒市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 水洗化人口 | 77,400人 |
| (2) 年間有収水量 | 8,009,500m ³ |
| (3) 一日平均有収水量 | 21,943m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| ア 新設改良事業 | |
| 公共下水道管渠整備事業 | |
| イ 流域下水道事業 | |
| 流域下水道建設負担金 | |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 (単位 千円)

第 1 款	事業収益	2, 8 2 7, 4 9 7
第 1 項	営業収益	9 6 9, 1 7 2
第 2 項	営業外収益	1, 7 2 7, 4 0 7
第 3 項	特別利益	1 3 0, 9 1 8

支 出 (単位 千円)

第 1 款	事業費用	2, 4 0 3, 6 6 5
第 1 項	営業費用	2, 1 5 1, 1 9 7
第 2 項	営業外費用	1 4 2, 8 7 6
第 3 項	特別損失	1 0 7, 5 9 2
第 4 項	予備費	2, 0 0 0

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額870, 441千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21, 234千円、引継金53, 275千円、当年度分損益勘定留保資金446, 597千円及び当年度利益剰余金処分額349, 335千円で補填するものとする。)

収 入 (単位 千円)

第 1 款	資本的収入	4 3 3, 6 9 7
第 1 項	企業債	2 7 4, 1 0 0
第 2 項	補助金	1 2 1, 5 1 2
第 3 項	負担金	3 8, 0 8 5

支 出 (単位 千円)

第 1 款	資本的支出	1, 3 0 4, 1 3 8
第 1 項	建設改良費	4 2 1, 5 6 2
第 2 項	企業債償還金	8 8 0, 5 7 6
第 3 項	予備費	2, 0 0 0

(特例的収入及び支出)

第 4 条 の 2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ80, 871千円及び185, 801千円である。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
生駒市水洗便所改造資金として、市民が取扱金融機関から受ける融資に対する損失補償	融資金の借入日から償還完了日まで	融資金の償還元利金及び遅延利息の合計金額

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	222, 000	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
流域下水道事業	52, 100			
計	274, 100			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、500, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 153, 678千円

(他会計からの補助金)

第 10 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、999, 986千円である。

(利益剰余金の処分)

第 11 条 当年度利益剰余金のうち349, 335千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 349, 335千円

令和2年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史